

帝國ドア工業

明治33年3月3日創業

THE TEIKOKU TIMES

旬刊 2024年(令和6年) 3月15日(金曜日) 第13822号

Q 当社では「物流業界の2024年問題」に対処するために各種対応を進めてきました。対応状況が十分か、今一度点検したいので、ポイント教えてください。

勞務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士

成長のための企業法務

第60回

(1) 物流速度や利便性の低下	物流の具体的な内容は以下のとおりです。
(2) 物流企業の収益悪化	荷主の負担が増加する可能性があります。
(3) 荷主の負担増加又は物流企業の経営難	荷主の負担するコストが増加すると、荷主が増加分を商品価格に転嫁し、消費者の負担が増えます。
(4) 消費者の負担増加	あります。
(5) ドライバーの賃金減少と離職の可能性	ドライバーの走行距離が短くなると一日に運べる荷物の量が減ります。その結果、これまで1日で届いていた荷物の運送にも数日余分な日数がかかる可能性があります。
(6) ドライバーの走行距離が短くなることで積載量が減り、物流に携わる企業の売上や利益の低下を招く可能性があります。	物流企業は、収益低下を補うために、運賃を上げることが予想され、それによって荷主の負担が増加することが想定されています。
必要とされる対策	相談者の企業では、すでに対処を進めているところ

で、従来の働き方を見直す必要があります。まずやらなければならぬことは、ドライバーの稼働状況の把握です。

(2) 労働時間の確定

把握した稼働状況を踏まえ、実際の労働時間を確認していく必要があり、ます。例えば、休憩時間、手待ち時間、洗車時間などを労働時間として捉えていない会社もあるかもしませんが、労働時間に含まれる場合が多いと 思いますので、自社や業界の従来の慣例に従うだけではなく、弁護士や社会保険労務士といった外部の専門家に確認しながら適切な労働時間の把握に努めることが重要です。

(3) 不必要な労働時間の削減

従来の働き方を見直す必要があります。まずやらなければならぬことは、ドライバーの稼働状況の把握です。

運賃・料金の削減等においてつながる話なので、そろそろ話し合いを進めるのが有益です。その他にも、運行ルートの改善、拠点の導入や整備、高速道路・鉄道・フェリーの利用活用等を検討していきます。

(4) 不必要な残業代の削減

ドライバーについては難しいかもしれませんのが、自社の事務部門等で不要な残業代が発生していないかもこの機会に確認してください。残業代を貰うためにあえて仕事を作つて残業している社員がいるかもしません。対応方法の二つとし

自社の評価基準が長時間労働に対してよい評価制度を考えるような制度になっている場合には、評価基準 자체を見直し、具体的な成果や現実的な貢献度合いに応じた評価制度の導入も検討します。

(6)賃金制度変更の検討

固定残業代制度を導入している企業も多いと思います。しかし、適切に労働時間を把握し、それに応じて賃金を支払えば、固定残業代は不要な制度です。そのため、この制度に無駄のない賃金制度にならんかと検討してください。

(7)デジタル化・機械化

従来の業務過程を見直し、デジタル化・機械化(デジタルトランスフォーメーションDX)し

(8)適正な運賃・料金へ改定
前記の対応とともに、討が必要なのは、適正運賃や料金の確保です。この点について、国土交通省からトラック輸送「標準的な運賃」が示されていますので(令和4年4月24日付の告示)、その内容を確認したうえで、必要に応じて荷主へないかを検討していく所です。

法務

奥山倫行

第60回

実際の労働時間を把握して、確実に時間削減する必要があります。物流業界に特有の非効率的な時間としてい場合、待機時間があります。この問題の解消には荷主の協力も必要になりますが、荷主と状況や課題を共有し、不必要的待機時間を削減する必要があります。

事前許可制が難し
ても、残業の具体
内容を報告してもら
う。事後的に内容のチエ
キを行う方法も有効な
導入の要否を検討

車両や配送計画のデジタル化、動線管理システム、車両運行管理システム導入や改善、伝票改収等があると思ふので、予算の兼ね合があるところです。検討します。例えば、運賃や料金を受取でなければ、物流企業がその運送を行なうことはできません。話題台いをする必要があります。荷主から適正化され、自社の経営悪化を招き兼ねませんので、非常に重要なポイントです。告示 자체は令和6年3月31日までの時限的措

概要	評価の時間	評価基準変更の検討
従来の業務過程を見直す	月	(1)従来の業務過程を見直す
（デジタル化・機械化）	月	(2)デジタル化・機械化
（デジタルトランスフォーメーションDX）	月	(3)デジタルトランスフォーメーションDX
固定残業代制度を導入する	年	(4)固定残業代制度を導入する
労働時間を把握し、それに応じて賃金を支払えば、固定残業代は不要な制度です。そのため、この制度になつているかを確認して、無駄があれば変更を検討してください。	年	(5)固定残業代制度を導入する
賃金制度変更の検討	年	(6)賃金制度変更の検討
自社の評価基準が長時間労働に対してよい評価制度を与えるような制度になっている場合には、評価基準 자체を見直し、具体的な成果や現実的な貢献度合に応じた評価制度の導入も検討します。	年	(7)評価基準変更の検討

て業務効率の改善を図ることも検討します。例えば配車や配送計画のデジタル化、勤怠管理システムや車両運行管理システムの導入や改善、伝送方法のデータ化等様々な改善点があると思いますので、予算の兼合いもあるところですが、効率化できる部分がないかを検討していくべきです。